○国土交通省令第八十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百八十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の八第一項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第三条第五項（同令第四条第四項及び第四条の二第六項において準用する場合を含む。）並びに同令別表第二第二号の表第四号及び第五号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の三」を「第十二条の二の四十三」に改める。

第四条第一項の表中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加える。

第八条の七第一項中「滅失し、又はき損した」を「滅失し、紛失し、又は毀損した」に改める。

第八条の八第二号中「滅失した」を「紛失した」に改める。

第十二条の二の四十三を第十二条の二の四十四とし、第二章の三中同条の前に次の一条を加える。

（氷の密接度）

第十二条の二の四十三　令第三条第五項（令第四条第四項及び第四条の二第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める密接度は、十分の一とする。

第十二条の三第二項中「船舶及びふん尿等の区分の欄」の下に「並びに同表第二号の表第四号及び第五号の排出方法に関する基準の欄」を加え、同条第三項中「第二号の表第三号」を「第二号の表第六号」に改める。

第十二条の三の二の五中「第七号」を「第八号」に改め、同条を第十二条の三の二の十一とし、第十二条の三の二の二から第十二条の三の二の四までを六条ずつ繰り下げ、第十二条の三の二の次に次の六条を加える。

（令別表第二の国土交通省令で定める船舶）

第十二条の三の二の二　令別表第二第二号の表第四号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める船舶は、南極海域又は北極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計された総トン数五百トン以上の船舶及び旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）とする。

2　令別表第二第二号の表第五号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める船舶は、南極海域又は北極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計された総トン数五百トン以上の船舶であつて、試験、研究、調査その他の活動（氷の密接度が十分の一以上である海域において行われるものに限る。）に従事している船舶とする。

（令別表第二の国土交通大臣の承認の申請等）

第十二条の三の二の三　令別表第二第二号の表第五号の承認を受けて、船舶からふん尿又は汚水を排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の承認申請書は、第一号の四の六様式によるものとする。

3　国土交通大臣は、承認のため必要があると認める場合は、当該船舶の活動の計画を記載した書面その他必要な書類の提出を求めることができる。

（承認証の交付）

第十二条の三の二の四　国土交通大臣は、令別表第二第二号の表第五号の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2　前項の承認証は、第一号の四の七様式によるものとする。

（承認証の備置き）

第十二条の三の二の五　前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

（承認証の再交付）

第十二条の三の二の六　第十二条の三の二の四第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、国土交通大臣に承認証の再交付を申請することができる。

2　国土交通大臣は、前項の申請が正当であると認めるときは、承認証をその者に再交付するものとする。

（承認証の返納）

第十二条の三の二の七　第十二条の三の二の四第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を国土交通大臣に返納しなければならない。

一　承認を受けた排出に関する計画を実行したとき又は実行しないこととしたとき。

二　承認証を紛失したことにより承認証の再交付を受けた後その紛失した承認証を発見したとき。

第十二条の三の十第一項中「滅失し、又はき損した」を「滅失し、紛失し、又は毀損した」に改め、同条第三項中「滅失した」を「紛失した」に改める。

第十二条の十一第一項中「滅失し、又はき損した」を「滅失し、紛失し、又は毀損した」に改める。

第十二条の十二第三号中「滅失した」を「紛失した」に改める。

第十二条の十七の六第一項中「滅失し、又はき損した」を「滅失し、紛失し、又は毀損した」に改め、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第四項中「滅失した」を「滅失し、又は紛失した」に改める。

第十二条の十七の六の七第二号中「滅失した」を「紛失した」に改める。

第三十七条の十五第二項の表中「第十二条の三の二の二」を「第十二条の三の二の八」に改める。

第三十七条の十七第一項第一号ハ中「未満」を「以下」に改める。